令和３年８月オレンジ勉強会

成年後見終了後の手続き

令和３年８月３１日
弁護士　馬場直仁

第１　事案の概要

成年被後見人が死亡したことにより，成年後見の任務が終了した場合に行う手続きと留意点について解説する。

第２　手続きの内容

１　裁判所に，成年被後見人が亡くなったことの報告

本人の死亡事実が記載された「戸籍の全部事項証明書」又は「死亡診断書のコピー」を送付

２　東京法務局へ終了登記の申請

必要事項を記載し，東京法務局へ申請

※戸籍の全部事項証明書又は死亡診断書のコピーの提出を求められる場合あり

３　報酬付与の申立

４　管理財産の計算と財産等の引き継ぎ及び報告事務（民法８７０条）

本人がなくなった日から２ヶ月以内に行う必要

管理していた財産を計算し，財産目録を作成した上で，管理していた財産を本人の相続人等に引き継ぐ

引き継いだときは，「受領書」を受け取ることを忘れない

５　裁判所への報告

後見事務終了報告書を提出

添付書類として，財産目録及び相続人等からの「受領書」

第３　成年被後見人が亡くなった後の事務について

１　原則

成年被後見人の死亡により，成年後見は当然に終了し，原則として成年後見人はその権限を喪失することから，成年被後見人が亡くなった後の事務は，原則として相続人が行うことになる。

２　例外

①　成年後見死亡後，後見人の権限とされた死後事務

次のア～ウに事務について，必要があり，成年被後見人の相続人が相続財産を管理し得る状況になく，相続人の意思に反することが明らかであるとの事情もない場合に成年後見人の権限に含まれることとされる。

ア　相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

イ　相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済

ウ　成年後見人の死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に関する必要な行為（ア及びイを除き，ウにあたる行為をするときは，裁判所の許可が必要）

② 裁判所の許可が必要な行為の具体例

ア　成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結

イ　成年被後見人が入所施設等に残置した動産その他の物に関する寄託契約の締結

ウ　電気・ガス・水道の供給契約の解約

エ　債務の弁済のために成年被後見人名義の預貯金口座から現金を払い戻すことなど

以　上